

認 定 第 1 号

決算の認定について

令和5年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 令和5年度新居浜市水道事業会計決算
- 2 令和5年度新居浜市工業用水道事業会計決算
- 3 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決算）

第30条（省略）

2、3（省略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5（省略）

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7～9（省略）